

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融厅・財務省・経済産業省告示第一号）  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した号を加える。

	改 正 後	改 正 前
（業務の代理又は媒介）		
第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。	<p>〔一・三 略〕</p> <p>〔四・二十二 略〕</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔二の二 前項第三号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。）の媒介</p> <p>〔三・七 略〕</p>	<p>〔一・三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔四・二十二 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三・七 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。		